

非核平和都市宣言

全世界の恒久平和は、人類共通の願望であり、市民の誇りと願いをこめた「寝屋川市民憲章」では日本国憲法の精神にしたがい、その崇高な理想のもとに恒久の平和を念願している。

我が国は、世界唯一の被爆国として、核兵器廃絶と全面軍縮に積極的な役割を果たすべきであり、平和なくしては、自治の精神の下、明るく豊かに生きがいのあるまちづくりは保障されない。

よって、寝屋川市は市民憲章の誇りと責任をもって恒久の平和を愛する人びとの住むまちとして、あらゆる国の戦争と核兵器廃絶を求め、ここに「非核平和都市」を宣言する。

(昭和 58 年 3 月 25 日)

人権擁護都市宣言

我々は、基本的人権の尊重を柱とし、恒久の平和と民主的な社会の建設を目指して制定された日本国憲法において、基本的人権の享有を侵すことのできない永久の権利として保障されている。

そこで、本市は、基本的人権尊重を実現するため、寝屋川市民憲章を制定し、お互いの人権を尊重する精神を強調してきたところである。

しかし、本市は、世界人権宣言 35 周年を契機に改めて基本的人権の大切さを認識し、それを擁護していく活動を進めることを確認し、人権尊重と自由・平和を守り、明るく住みよい寝屋川市を実現するため、ここに「人権擁護都市」とすることを宣言する。

(昭和 58 年 10 月 5 日)